50034

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　４年　９月　１日　至　令和　５年　８月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団南風会　山縣医院

①　□ 財団　　■社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　山口県防府市田島 1092 番地

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　平成１３年　８月　８日

(4) 設立登記年月日　　平成１３年　８月２３日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	山縣整形外科医院	3510612181	山口県防府市田島 1092 番地	無床
介護老人保健施設	該当なし			

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を［　　］書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　　考
該当なし		

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　４年１０月３１日　　令和３年度決算の決定　✓

令和　４年１０月３０日　　借入金の最高限度額のしょうにん　✓

令和　５年　８月１７日　　令和４年度予算の承認　✓

注）(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

様式２

法人名　医療法人社団南風会　山縣医院
所在地　防府市田島1092番地

※医療法人整理番号					

財　産　目　録

（令和5年8月31日現在）

１．資　産　額　165,902 千円
２．負　債　額　72,309 千円
３．純　資　産　額　93,593 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		36,311
B 固定資産		129,591
C 資産合計	（A＋B）	165,902
D 負債合計		72,309
E 純資産	（C－D）	93,593

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人社団南風会　山縣医院　✓
所在地　防府市田島1092番地

※医療法人整理番号					

貸　借　対　照　表 ✓

（令和5年 8月31日現在）　✓

（単位：千円）

資産の部			負債の部		
科目	金額		科目	金額	
Ⅰ 流動資産	✓	36,311	Ⅰ 流動負債	✓	10,150
Ⅱ 固定資産	✓	129,591	Ⅱ 固定負債	✓	62,159
1 有形固定資産	✓	27,630	（うち医療機関債）		0
2 無形固定資産	✓	1,807	負債合計	✓	72,309
3 その他の資産	✓	100,154	純資産の部		
（うち保有医療機関債）		0	科目	金額	
			Ⅰ 出資金	✓	10,000
			Ⅱ 積立金	✓	83,593
			Ⅲ 評価・換算差額等		
			純資産合計	✓	93,593
資産合計	✓	165,902	負債・純資産合計	✓	165,902

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人社団南風会　山縣医院

所在地　防府市田島1092番地

※医療法人整理番号

損　益　計　算　書

（自　令和4年 9月 1日　至　令和5年 8月31日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ　事業損益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事業収益	191,179
２　事業費用	195,163
本来業務事業損失	3,984
Ｂ　附帯業務事業損益	
１　事業収益	
２　事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業損失	3,984
Ⅱ　事業外収益	889
Ⅲ　事業外費用	322
経常損失	3,417
Ⅳ　特別利益	3,778
Ⅴ　特別損失	153
税引前当期純利益	208
法人税等	124
当期純利益	84

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団南風会　山縣医院
理事長　山縣　茂樹　　殿

私は、医療法人社団南風会　山縣医院の令和４会計年度（令和　４年　９月　１日から令和　５年８月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和５年１０月３１日
医療法人社団南風会　山縣医院
監事　小林　正照

この監査報告書写しは原本と相違ありません。

医療法人社団南風会　山縣医院
理事長　山縣　茂樹